

事務局説明資料

論点1 登録制度の枠組み(制度試案)

論点1 登録制度の枠組み

1-1 制度の理念と目的

- すべての博物館が制度を通じて質の維持・向上を図ることができる仕組みへ

1-2 対象範囲

- 地方公共団体、一般社団・財団法人等に限定されている設置主体要件を撤廃

1-3 制度と連動した博物館振興策

- 制度を実効的なものとするため、多様な振興策（メリット）との連動が重要

1-4 審査基準

- 外形的な基準から、博物館機能・設備の保有や実質的な活動を評価する基準へ転換
- 一定の要件を備えた優れた博物館であることを証するよりの確な表現（「認証」「認定」等）を求める意見。名称独占についても検討。※法令上の整理が必要

論点2 審査と評価

2-1 審査主体・プロセス

- 審査に専門性が必要となるため、専門家による審査を実施
- 国、地方公共団体（教育委員会）の関与
- ➔ 第三者組織に審査を移行／都道府県がそれぞれ審議会を組織／その他

2-2 質保証のための評価

- 登録後の質保証の必要性を指摘する意見。
- ➔ 更新制の導入／定期的なモニタリング／その他

論点3 学芸員資格

3-1 学芸員資格制度との関係

<総論>

- 「選別・序列化」ではなく、「底上げ・盛り立て」を
- 全ての館・学芸員が本制度を通じて質の向上を図ることができる仕組みへ
- 教育基本法や社会教育法を上位法とした「社会教育施設」としての位置づけの確認
- 文化財保護法や文化芸術基本法などの文化芸術関連法規との関係性の整理
- ICOMやUNESCO等の国際的な議論を踏まえた議論

<論点1 登録制度の枠組み>

- 外形的な基準から質的基準への転換
- メリットの付与、博物館振興策との連動
- リソースのますます弱体化する小中規模館の視点の必要性
- 博物館単体ではなく、ネットワーク化による課題解決
- 社会教育機関以外との連携による観光や地域振興等への寄与

<論点2 審査・評価>

- 都道府県における審査の多様性
- 制度の運用を担う主体の役割・関係性の整理

- すべての博物館が、望ましい博物館像に向けて自らの運営を改善することを促すとともに、分野ごとの拠点による支援体制の構築等により、博物館の「底上げ」と「盛り立て」を図る制度へ

【現行制度】

全国的に博物館の数の増加を図るに当たって、博物館の基本的、公共的な機能を確保するための制度

【登録】

審査：外形的な基準に基づき審査
法律上の目的を達成するために必要な
① 博物館資料があること
② 学芸員その他の職員を有すること
③ 建物及び土地があること
及び ④ 一年を通じて150日以上開館すること

対象：地方公共団体
一般社団法人もしくは一般財団法人
宗教法人等政令で定める者

【相当】

審査：外形的な基準に基づき審査
対象：設置者による限定なし

博物館類似施設

【新制度】

望ましい博物館像に向けた運営の改善促進と、ネットワーク化等による「底上げ、盛り立て」を図る制度

【認証（仮称）】

審査：活動内容の質等に関する基準に基づき審査
・「共通基準」（設置、経営、資料、調査研究、展示、教育普及、職員、施設設備、連携協力）
と「特定基準」（館種や設置目的等別の内容）

対象：設置者による要件を緩和／撤廃

メリット：

- ✓ 望ましい博物館像に向けて、各館が運営を改善する努力を支援
- ✓ 附随的なメリットの拡充を模索
ex. 資金、税、他の法令体系との連携

- ✓ 特定の地域・分野で卓越した館に対する集中した支援
＜想定される分野の例＞
地域（都道府県又はより広域）
分野（教育、保存、調査研究、観光、国際交流、地域貢献、福祉等）
- ✓ ネットワーク化の推進とハブへの支援

詳細な議論は第4回以降

博物館類似施設

※ 新制度の名称については、法令上の整理が必要であるため、日本学術会議提言を仮称として記載。